

宇治市監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 29 日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
令和2年11月27日（宇治市監査委員公表第14号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 福祉こども部 こども福祉課
監査期間 令和2年9月1日～10月29日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	調定の不備について 篤志者奨学資金貸付金返還金について、本来出納閉鎖後に繰越調定すべきものが年度当初に滞納繰越されていた。	以後適正に処理するよう、課内で徹底しました。

監査対象 建設部 住宅課
監査期間 令和2年9月1日～10月29日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	退去者の債権管理について、対応の遅れが見受けられた。	市営住宅使用料等の滞納のある退去者について、住民基本台帳及び戸籍の情報により所在確認を行った。所在が確認できた退去者には催告を行った。 また、所在が確認できなかつた等、事実上債権回収が不可能と認められる退去者に係る債権については、適切に不能欠損処理を行う方法について検討を行っている。